附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行し、平成二十八年度の地方債から適用する。

（退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方債に関する省令（以下この条及び次条において「新省令」という。）附則第二条第二項の規定により算定した額は、平成二十八年度から平成三十年度までの各年度にあっては同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の算式により算出した額を加算した額とする。

算式

（A－B）×C

算式の符号

A　新省令附則第二条第一項第一号の例による額から同項第二号の例による額に百分の十二を乗じて得た額を控除した額（当該額が負数となるときは、零）

B　新省令附則第二条第二項の規定により算定した額

C　次の表の左欄に掲げる各年度につき、それぞれ同表の右欄に掲げる率

平成二十八年度	十分の八
平成二十九年度	十分の五
平成三十年度	十分の二

（退職手当の合計額が著しく多額である部分の算定方法の特例）

第三条　新省令附則第二条第二項及び前条の規定により算定した額の範囲内で退職手当の財源に充てるための地方債を起こしても、なお退職手当の合計額が多額であることにより財政の安定が損なわれるおそれがあると認められる場合には、新省令附則第二条第二項の規定により算定した額は、同項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に、適正な財政運営を行うにつき必要と認められる額として、総務大臣が定める額を加算した額とする。

○総務省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

四、六〇五人	
一七〇人	を
四、七七五人	

に改める。

四、六一一人	
一七〇人	
四、七八一人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の総務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十八年六月三十日までの間	四、六四四人
	平成二十七年九月三十日までの間	四、六四二人

○総務省令第四十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

第十七条第一項中「五人」を「四人」に改める。

第二十二条第二項中「関係部局」の下に「（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。次条において同じ。）」を加える。

第二十三条の見出し中「国際室」の下に「並びに企画官及び国際協定専門官」を加え、同条第一項中「国際室」の下に「並びに企画官一人」を加え、同条第二項第一号中「（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。次号において同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

7　企画官は、命を受けて、地方公共団体の情報セキュリティの確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係部局の調整に関する事務（住民制度課の所掌に属するものを除く。）を行う。

第二十四条の見出し及び同条第一項中「、人材力活性化・連携交流室」を削り、同条第二項第九号中「人材力活性化・連携交流室及び」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「人材力活性化・連携交流室に、室長及び」を「地域自立応援課に、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から同条第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十五条（見出しを含む。）中「高齢対策室」を「女性活躍・人材活用推進室」に改め、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び勤務成績の評定」を削り、同条第四項第二号中「地方公共団体の高齢社会に対応する」を「地方公共団体における女性職員の活躍及び多様な人材の活用推進に関する」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三　地方公務員の人事評価に関する制度の企画及び立案に関すること。

四　地方公共団体の職員の人事評価に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

第七十五条第一項中「六人」を「七人」に改め、「、受給・債権調査官一人」を削り、同条第四項中「一人」を「二人」に改め、同条第十一項中「次に掲げる」を「恩給に関する審査請求及び訴訟に関する」に改め、第一号及び第二号を削り、同条中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

第二百五条中「助教授」を「准教授」に改める。

第二百八十二条中「情報通信連携推進課（北海道総合通信局、」を「情報通信連携推進課（」に、「放送課（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。）」を「放送課（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。）」に改める。

第二百八十三条第一項第八号中「北海道総合通信局、」を削る。

第二百八十五条第二項中「信越総合通信局」を「北海道総合通信局、信越総合通信局」に改める。

第二百八十六条を次のように改める。

第二百八十六条　削除

第三百三十五条中「二部」を「三部」に、「技術研究部」を「技術研究部　研究企画部」に改める。

第三百三十六条第四号を削る。

第三百三十八条を次のように改める。